

二国間クレジット制度の国内運用のための規程類検討会（第2回） 議事要旨

日時：平成27年8月25日（火）10:00～12:00

場所：経済産業省別館6階626会議室

出席者：有村委員、大串委員、高村委員

議事概要

要綱等全般に関して

- ・ 実施要綱と実施規程の位置づけについて整理が必要ではないか。例えば、現案の規程の内容は登録簿の関連事項であるため、内容に応じた文書の名称にすることもありうる。他方、明確化のために規程に目的と変更の手続きを追記することも検討してはどうか。

要綱3条で文書の位置づけや改定について記載しているが、実施要項と実施規程について、一つの文書にするという議論もあり、最終的な形式は予断していない。わかり易さを勘案しつつ、文書を統合することも含め、御指摘を踏まえ検討する。

- ・ 外国企業によるクレジットの移転は想定されているのか。また、規程類の英語版は作成するのか。英語版を作成することは、海外に対して日本がしっかりと制度を運用しており、海外にも開かれているということを示す上で重要と考えられる。

日本国内であれば外国企業も口座を開設できることを想定しており、日本国JCM登録簿内における外国企業の口座保有者という意味では移転はあり得る。他方、パートナー国のJCM登録簿内で口座を開設して、当該口座にクレジットを保有している外国企業との間での移転は、現段階では起こらないものとしている。英語版の作成については御指摘を踏まえ検討する。

- ・ 要綱等において、「クレジット」に「JCM」が付いている場合と、付いていない場合があるが、書き分けているのか。

一般的な用語として使用している部分とJCMの下でのクレジットを意味する部分とを精査し、修正する。

要綱第6条（クレジットの用途）2項に関して

- ・ JCMクレジットを何に使うか網羅的に示してほしい。自主的な無効化や、カーボン・オフセットではない個人による無効化もある。また、例えばJ-クレジット制度では、「カーボン・オフセット」について、算定・報告・公表制度における無効化を含まないものと位置付けていると思うが、この点を記載すべきではないか。また本条は「できる」

規定であるので、J-クレジット制度の実施要綱に記載されている J-クレジットの用途と同様、低炭素社会実行計画について追記してはどうか。

御指摘を踏まえ検討する。

- ・ 第三号の「日本国政府の定める用途」は何を想定しているのか。どのように定められるのか記載すべきではないか。
現時点では決まっていないが、将来何らかの用途を定める場合を想定して記載している。御指摘を踏まえた修正案を検討する。

要綱第 7 条（JCM クレジット発行の対象期間）に関して

- ・ JCM クレジット発行の対象期間について、二国間の文書でも同様の規定があるのか。また、仮に 2020 年以降も移転については国内制度で運用していくという理解でよいか。二国間文書に期日の明示はないが、新たな枠組みの発効を期限と記載している。
- ・ 約束草案における記載と整合しているのか。
約束草案において日本として 2030 年目標に係る JCM の位置づけを示した。期限については今後各国と協議していくことになる。
- ・ 新たな国際枠組みの発効が 2020 年よりも早い可能性があるので、「当面」と追記する、又は、「2020 年 12 月 31 日又は新たな国際枠組みの発効のいずれか早い日まで」と記載してはどうか。
御指摘を踏まえ検討する。

約款第 6 条（免責事項）に関して

- ・ 「一切の責任を負わない」とあるが、他の制度等でも同様の記載があるのか。
J-クレジット制度の約款及び登録簿規程に同様の記載があり、これに倣っている。

過誤訂正等に関するケースに関して

- ・ クレジットの発行に関する過誤を訂正する場合、誤ったクレジットを消去して、新たにクレジットを発行することは可能か、あるいは、誤ったクレジットを消去することはできず、必ず取消口座に入れなくてはならないのか。また、後者の場合、同じシリアル番号を再度付すことはできるのか。
発行時の過誤については、クレジットの総量が過多のケースと総量は正しいが配分が誤っているケース（以下、「誤発行」という。）がある。前者については、一旦当該クレジットを政府保有口座へ移転させた後、強制取消しすることを想定しており、後者については、一旦当該クレジットを政府保有口座へ移転させた後、本来クレジットを受け取るべき口座名義人へ移転することを想定している。強制取消しによって誤発行を訂正する場合に、取消されたクレジットが強制取消し口座に積みあがることを避けること、また、既に善意取得や無効化、取消しされたクレジットについては、誤発行

されたクレジットそのものを取消することが困難であることから、このような整理としている。強制取消しをした場合、同じシリアル番号のクレジットは再発行されず欠番となる。

- ・ 善意取得が認められる要件を明確にする必要がある。
御指摘を踏まえ検討する。

以上